

別紙

下記のとおり、中小企業等協同組合法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）の下記1.の内容については、下記2.の「対応する保険業法施行規則案」と同趣旨の改正を行う予定です。

1. 中小企業等協同組合法施行規則において定めようとする内容		2. 対応する保険業法施行規則案
	委任元の条項	
①契約締結前の情報の提供方法に関する事項	中小企業等協同組合法第9条の7の5第2項において準用する 金融商品取引法第37条の3第1項	第234条の6、第234条の21
②契約締結前の情報の提供の適用除外に関する事項	中小企業等協同組合法第9条の7の5第2項において準用する 金融商品取引法第37条の3第1項但し書	第234条の22
③準用金融商品取引法第37条の3第2項に定める説明義務の適用除外に関する事項	中小企業等協同組合法第9条の7の5第2項において準用する 金融商品取引法第37条の3第2項	第234条の24の2
⑤契約締結時の情報の提供方法に関する事項	中小企業等協同組合法第9条の7の5第2項において準用する 金融商品取引法第37条の4	第234条の24の3
⑥契約締結時の情報の提供の適用除外に関する事項	中小企業等協同組合法第9条の7の5第2項において準用する 金融商品取引法第37条の4但し書	第234条の26
⑦禁止行為に関する事項	中小企業等協同組合法第9条の7の5第2項において準用する 金融商品取引法第38条第9号	第234条の27

※その他、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の規定の整備等を行う。